

国官参建第2号
国不建第2号
国不建振第3号
令和8年4月8日

建設業者団体の長 殿

国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長

溶剤等の安定的な供給確保について（周知及び依頼）

現下の中東情勢を踏まえ、トルエン等を原料とするシンナーを含む溶剤等（以下、「溶剤等」という。）について、その安定的な調達に懸念の声が上がっているものと承知しています。

溶剤等の製造、流通を所管する経済産業省においては、このような状況を踏まえ、4月3日付で溶剤等関係事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対して、別添の通り「トルエン等を原料とするシンナーを含む溶剤等の安定供給確保に向けた御協力について（要請）」を発出しており、

- ・溶剤等の安定供給の実施
 - ・医療をはじめとした国民生活に支障が生じることのないよう配慮
 - ・溶剤等の最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先に対する対応の促し
- を要請しているところです。

あわせて、溶剤等の製造に必要なトルエン、キシレンについては、川上側の石油化学企業において国内供給が継続しているところ、経済産業省においてその安定供給等に関する情報提供窓口を設置し、多層的なサプライチェーンを調査の上、目詰まり解消を図るための対応を進めており、今般、経済産業省より、別添通知及び「燃料油や石油製品等の供給に関する情報提供受付」の設置について、建設業者に対する周知等の依頼がなされたところです。

ついでには、溶剤等を建設資材として調達する建設業者におかれては、上述の要請・依頼も踏まえ、溶剤等の調達に支障が生じた場合においては、いまいちど供給が困難な理由等について、供給事業者と丁寧に協議頂くとともに、必要に応じ、「燃料油や石油製品等の供給に関する情報提供受付」を活用するなど、溶剤等の安定的な調達に関する取組に対しご協力を頂きますよう、お願いいたします。

(参考)「燃料油や石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供」の受付について

1. 情報提供の連絡先

【燃料油】

bzl-gasoline-information★meti.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。

【石油由来の化学品・製品等】

bzl-petrochemical-information★meti.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。

2. 情報提供いただく内容

【燃料油】

販売事業者名、契約状況（油種、数量、価格、契約期間等）、今後の調達見込みなど

【石油由来の化学品・製品等】

供給先元、対象物資、今後の調達見込みなど

3. 情報の取扱

情報提供の連絡先に寄せられた情報については、石油連盟及び全石連、日本化学工業協会、石油化学工業協会とも連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて、経済産業省より確認をさせていただく場合があります。

2026年4月7日

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長 殿
国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課長 殿
国土交通省 大臣官房参事官（建設人材・資材） 殿

経済産業省 製造産業局 素材産業課長

トルエン等を原料とするシンナーを含む溶剤等の安定供給確保に向けた
周知の御協力について

現下の中東情勢を踏まえ、トルエン等を原料とするシンナーを含む溶剤等（以下、「溶剤等」という。）関係事業者（製造者、卸事業者を含む。）において、我が国における国内の石油関連製品の安定供給確保に万全を期すべく、対応されているところです。

他方、流通面において、一部の需要家において溶剤等の調達が困難となる等、供給に偏りがある事例があると承知しています。

このため、経済産業省としては、溶剤等関係事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対し、溶剤等の安定供給の実施について要請しているところです（別紙参照）。

つきましては、上記要請を踏まえ、貴省から、建設業者に対し、

- ・溶剤等の調達に支障が生じた場合に供給事業者と丁寧に協議頂くこと
- ・必要に応じ、経済産業省の「燃料油や石油製品等の供給に関する情報提供受付」を活用すること

など、溶剤等の安定的な調達に向けた取組について、周知への御協力をお願いいたします。

(別紙)

2026年4月3日

溶剤等関係事業者 各位

経済産業省 製造産業局長 伊吹 英明

トルエン等を原料とするシンナーを含む溶剤等の安定供給確保に向けた御協力について
(要請)

現下の中東情勢を踏まえ、トルエン等を原料とするシンナーを含む溶剤等（以下、「溶剤等」という。）関係事業者（製造者、卸事業者を含む。）におかれましては、我が国における国内の石油関連製品の安定供給確保に万全を期すべく、対応頂いているところです。

他方、流通面において、一部の需要家において溶剤等の調達が困難となる等、供給に偏りがある事例があると承知しています。

このため、溶剤等の安定供給を実施されるよう要請します。併せて、医療をはじめ国民生活に支障が生じることのないよう配慮をお願いします。

また、溶剤等の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対し偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請します。

なお、経済産業省においても情報提供窓口を設置し、塗料に関する多層的なサプライチェーンを調査の上、目詰まり解消の対応を進めております。川上側の石油化学企業ではシンナー製造に必要なトルエン、キシレンの国内供給が継続されているところ、サプライチェーン上の目詰まり発生を特定すべく対応を進めておりますので、こうした取組と連携して対応をお願いします。

◇本件に関するお問い合わせ先：

経済産業省 製造産業局 素材産業課 ： 03-3501-1737